

◎地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号該当契約（政策目的随意契約）の事後公表

| 番号 | 契約の名称 (業務名・品名) | 契約期間 | 契約の相手方 | 契約年月日 | 契約額 | 契約の相手方とした理由 |
|----|---------------------|---|--|-----------------|-------------|--|
| 1 | 栗島公園外公園維持 管理業務委託 | 平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで | 五泉市太田 1092-1 公益社団法人 五泉市シ ルバー人材センター | 平成 30 年 4 月 1 日 | 7,361,600 円 | 見積書の額が五泉市契約事務規則第 41 条の規定に基づき設定された予 定価格の制限の範囲内であったた め。 |
| 2 | 猿和田駅構内地下道 管理業務 | 平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで | 五泉市太田 1092-1 公益社団法人 五泉市シ ルバー人材センター | 平成 30 年 4 月 1 日 | 145,606 円 | 見積書の額が五泉市契約事務規則第 41 条の規定に基づき設定された予 定価格の制限の範囲内であったた め。 |
| 3 | 河川公園管理業務 | 平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで | 五泉市太田 1092-1 公益社団法人 五泉市シ ルバー人材センター | 平成 30 年 4 月 1 日 | 2,480,000 円 | 見積書の額が五泉市契約事務規則第 41 条の規定に基づき設定された予 定価格の制限の範囲内であったた め。 |
| 4 | 以下余白 | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |